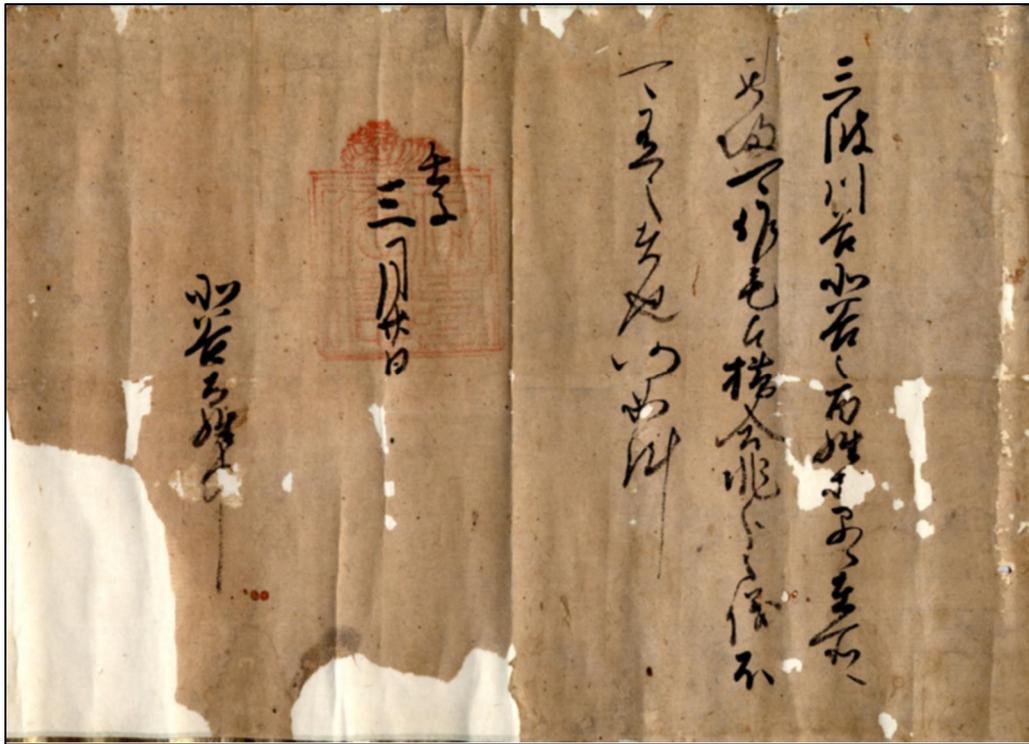


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 6-2

請求番号	P8214	文書番号	12279	年代	天文 21 年 (1552)
史料名	北条家朱印状				
形態	縦紙・軸装	複製	あり	なし (デジタル画像・展示用レプリカあり)	
備考	寄贈の古文書 (藤岡市三波川・飯塚馨家文書)、群馬県重要文化財 『ぐんまの古文書 続編』に掲載				
史料概要	<p>天文 21 年 (1552)、戦乱に巻き込まれるのを避けて逃散 (ちょうさん) している三波川谷・北谷 (藤岡市) の百姓を、在所 (居住地) に北条氏が帰還させようと命じた文書である。早々にかつて住んでいた村へ帰り、耕作に専念することを命じ、百姓に対し北条軍から道理に合わない行いはあってはならないと伝えている。</p> <p>北条氏はこの朱印状を発給することで、三波川谷の村々の安全を保障し、復興を図った。いわゆる禁制に当たる。</p> <p>この文書が出された背景には、同年北条氏康が上野国に侵攻し、平井城の関東管領上杉憲政を追放したことが関わっている。神流川流域は山内上杉氏の勢力が強い地域で、重臣足利長尾氏の所領であった。上杉氏の没落で、北条氏の支配下に入ったが、戦場が近いいため混乱していたと考えられる。</p>				
指導要領 (内容) との関連	<p><高日探> B-(2)-ア- (ア) 中世の特色を示す適切な歴史資料を基に、資料から歴史に関わる情報を収集し、読み取る技能を身に付けること。</p>				
活 用 例					
活用単元	戦国大名の領国支配				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> 分国法や家臣団の支配 (または惣村の形成) を学習する場面で活用。 				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 釈文や読み下し文、用語解説を活用し、大名が百姓に何を命じているのか、百姓がどのような状況であったのかについて史料をもとに読み取る。読み取ったことを整理するなどして、戦乱の中で百姓が村を離れている様子や、戦国大名は武力のみで支配したわけではなく、村の安全を保障することで、領国を安定させ、富国強兵を図ったことに気づけるようにするとよいと考える。 				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> 虎の印判の印文 (「禄寿応隠」) ※に込めた思いが、北条氏が約百年関東を支配することにつながっていったことを補足説明することで、「戦国大名」が何を目指していたのかについて理解を広げることができると思う。 ※「禄 (財産) と寿 (生命) は、応に穏やか (平穏無事) なるべし」を意味し、領民の生命・財産を保証して平穏無事の社会とすることを願った。 				

「北条家朱印状」(部分、掛け軸のうち文書の部分)(P8214 12279) 天文 21 年



【釈文】

三波川谷北谷之百姓等、早々在所へ
罷帰、可_レ作毛_一候、横合非分之儀、不_レ
可_レ有_レ之者也、仍如_レ件、

壬子

三月廿日 (虎朱印)

北谷百姓中

【読み下し】

三波川谷(さんばがわだに)北谷(きただに)の百姓等、早々に在所(ざいしよ)へ罷(ま)り帰(かへ)り、作毛(さくもう)すべく候、横合非分(よこあひぶん)の儀、これ有るべからざるものなり、仍(なほ)って件(くだん)の如し、

壬子

三月廿日 (虎朱印)

北谷百姓中

【用語】

- 【北谷…きただに】三波川流域の呼称。現在の藤岡市三波川。
- 【在所…ざいしよ】住んでいる所。すみか。ありか。
- 【罷帰…まかりかえる】「帰る」の謙讓語。退き帰る。まかる。帰る。
- 【作毛…さくもう】耕作すること。畑作すること。
- 【横合非分…よこあひぶん】正当な理由のない、不当な行い。